

女川町監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び女川町監査基準（令和2年女川町監査委員訓令第1号）第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和8年8月12日

女川町監査委員 木 村 繁

女川町監査委員 木 村 公 也

監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 定期監査（財務監査）

2 監査の期日等

期 日 令和8年7月22日（水）
場 所 女川町役場 3階 大会議室B
監査委員 木 村 繁・木 村 公 也

3 監査の対象

- (1) 令和7年度各種基金の運用状況について
- (2) 令和7年度町税及び各種使用料等徴収状況について

4 監査の着眼点

監査対象の事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

- (1) 令和7年度各種基金の運用状況について
あらかじめ各課から「基金積立運用状況表」の提出を求め、主管課から説明を受け、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。
- (2) 令和7年度町税及び各種使用料等徴収状況について
あらかじめ各課から「収入未済に関する調書」の提出を求め、主管課から説明を受け、上記4の着眼点に沿って監査を実施した。

6 監査の結果

- (1) 令和7年度各種基金の運用状況について
 - ・ 基金に係る積立金及び運用額の処理については、正確であると認められた。
- (2) 令和7年度町税及び各種使用料等徴収状況について
 - ・ 防集宅地貸付料の償還事務において、収納事務の不手際により収入未済となる事案が確認された。その他の町税や使用料等に関しての処理は、概ね正確に執行されていると認められた。

(意見)

収納事務の執行に際して、入金の確認といった事務執行のチェック機能の強化による収納事務におけるミスの再発防止と正確な事務執行がされるようにシステム等の導入、改修を進めること。

また、用品調達基金、地方卸売市場財政調整基金等、時勢に沿わないと考えられる基金や動きのない基金についての見直しを検討すること。